

資料 No.5

第57号議案

福井県奨学育英資金貸付基金管理規則の一部改正について

別紙のとおり、福井県奨学育英資金貸付基金管理規則（昭和45年教育委員会規則第8号）の一部を改正する。

平成27年3月11日提出

教育長 林 雅 則

提 案 理 由

現行の奨学金貸与事業に加え、給付型の奨学金事業（福井県きぼう応援奨学金）を実施するため、この案を提出する。

改正後(案)	現行
福井県奨学育英基金管理規則 (趣旨) 第一条 この規則は、福井県奨学育英基金条例(昭和四十五年福井県条例第三号。以下「条例」という。)第十三条ならびに福井県事務委任規則(昭和四十四年福井県規則第一号)第七条および別表第三第一項第六号の規定に基づき、福井県奨学育英基金(以下「基金」という。)の管理に關し必要な事項を定めるものとする。 (意義) 第一条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 奨学金 条例第一条の奨学育英資金をいう。 二 修学奨学金 通学奨学金および福井県きぼう応援奨学金以外の奨学金をいう。 三 通学奨学金 条例第三条に規定する奨学金の貸付対象者(大学(短期大学および大学院を含む。第十九条において同じ。)に在学する者を除く。)であつて、通学に利用する交通機関の運賃が高額であるため、福井県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が奨学金の貸付けを必要と認めるものに貸し付ける奨学金をいう。	福井県奨学育英資金貸付基金管理規則 (趣旨) 第一条 この規則は、福井県奨学育英資金貸付基金条例(昭和四十五年福井県条例第三号。以下「条例」という。)第十三条ならびに福井県事務委任規則(昭和四十四年福井県規則第一号)第七条および別表第三第一項第六号の規定に基づき、福井県奨学育英資金貸付基金(以下「基金」という。)の管理に關し必要な事項を定めるものとする。 (意義) 第一条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 奨学金 条例第一条の奨学育英資金をいう。 二 修学奨学金 通学奨学金以外の奨学金をいう。 三 通学奨学金 条例第三条に規定する奨学金の貸付対象者(大学(短期大学および大学院を含む。第十九条において同じ。)に在学する者を除く。)であつて、通学に利用する交通機関の運賃が高額であるため、福井県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が奨学金の貸付けを必要と認めるものに貸し付ける奨学金をいう。

改正後（案）	現行
四 福井県きぼう応援奨学金 向学心に富み、優れた素質を有するにもかかわらず、経済的理由により修学に困難がある生徒であつて、教育委員会が奨学金の給付を必要と認めるものに給付する奨学金をいう。 五 貸与奨学生 奨学金の貸付けを受ける者をいう。 六 給付奨学生 奨学金の給付を受ける者をいう。 七 奨学生 貸与奨学生および給付奨学生をいう。 八 (略) 九 (略) 十 (略) (給付対象者) 第二条の二 福井県きぼう応援奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であつて、教育委員会が福井県きぼう応援奨学金の給付を認めるものとする。 一 県内に在住する者の子弟等であること。 二 県内の高等学校もしくは高等専門学校または特別支援学校の高等部に在学していること。 三 学業成績および人物が優れ、ならびに健康であること。 四 学資の支弁が困難であること。	四 奨学生 奨学金の貸付けを受ける者をいう。 五 (略) 六 (略) 七 (略)

改正後（案）	現行
(奨学金の貸付額および給付額) 第三条 修学奨学金の貸付額は、次の表のとおりとする。 2 (略) 3 福井県きぼう応援奨学金の給付額は、月額一万八千円とする。 (出願手続) 第四条 奨学金（福井県きぼう応援奨学金を除く。）の貸付けを受けようとする者（以下「出願者」という。）は、連帯保証人と連署した福井県奨学生願書（様式第一号、様式第二号または様式第三号。次条において「願書」という。）に、出願者と生計を一にする者の所得に関する証明書その他学資の支弁が困難であることを証する書類を添え、その在学する学校の長に提出して、その推薦を受けなければならない。 2 (略) 3 福井県きぼう応援奨学金の給付を受けようとする者（以下「きぼう出願者」という。）は、福井県きぼう応援奨学生願書（様式第三号の二。次条において「きぼう願書」という。）に、きぼう出願者と生計を一にする者の所得に関する証明書その他学資の支弁が困難であることを証する書類を添え、在学する学校の長に提出して、その推薦を受けなければならない。この場合において、在学する学校が市町立中学校である場合は、その学校が所在する市町の市町教育委員会の推薦を受けなければならない。	(奨学金の貸付額) 第三条 修学奨学金の貸付額は、次の表のとおりとする。 2 (略) (出願手続) 第四条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「出願者」という。）は、連帯保証人と連署した福井県奨学生願書（様式第一号、様式第二号または様式第三号。次条において「願書」という。）に、出願者と生計を一にする者の所得に関する証明書その他学資の支弁が困難であることを証する書類を添え、その在学する学校の長に提出して、その推薦を受けなければならない。 2 (略)

改正後（案）	現行
（奨学生への推薦） 第五条 前条第一項の規定により、学校の長が出願者を推薦しようとするときは、実情を調査し、条例第三条に規定する要件を備えているかどうかを審査の上、前条第一項の願書を教育委員会に提出しなければならない。 2 前条第三項の規定により、学校の長がきぼう出願者を推薦しようとするときは、実情を調査し、第二条の二に規定する要件を備えているかどうかを審査の上、前条第三項のきぼう願書を教育委員会に提出しなければならない。 （奨学生の採用） 第六条 （略） 2 教育委員会は、前項の規定により貸与奨学生の採用を決定したときは、その決定を受けた者（以下「採用者」という。）に対し、その在学する学校の長を経て、福井県奨学生採用通知書様式第六号。以下この条および次条において「採用通知書」という。）を交付する。この場合において、採用者が高等学校もしくは高等専門学校または大学（大学院を除く。以下この条において同じ。）に入学しようとする者であるときは、採用通知書に代えて、福井県奨学生予約採用通知書（様式第七号。次項において「予約採用通知書」という。）を交付する。	（奨学生への推薦） 第五条 出願者の在学する学校の長が出願者を推薦しようとするときは、実情を調査し、条例第三条に規定する要件を備えているかどうかを審査の上、前条の願書を教育委員会に提出しなければならない。 （奨学生の採用） 第六条 （略） 2 教育委員会は、前項の規定により奨学生の採用を決定したときは、その決定を受けた者（以下「採用者」という。）に対し、その在学する学校の長を経て、福井県奨学生採用通知書（様式第六号。以下この条および次条において「採用通知書」という。）を交付する。この場合において、採用者が高等学校もしくは高等専門学校または大学（大学院を除く。以下この条において同じ。）に入学しようとする者であるときは、採用通知書に代えて、福井県奨学生予約採用通知書（様式第七号。次項において「予約採用通知書」という。）を交付する。

改正後（案）	現行
3 教育委員会は、第一項の規定により給付奨学生を採用を決定したときは、その決定を受けた者（以下「きぼう採用者」という。）に対し、その在学する学校の長を経て、福井県きぼう応援奨学生予約採用通知書（様式第七号の二。次項において「きぼう予約採用通知書」という。）を交付する。 4 第二項後段または前項の場合において、予約採用通知書またはきぼう予約採用通知書の交付を受けた採用者またはきぼう採用者が高等学校もしくは高等専門学校または大学に入学したときは、その旨を教育委員会に報告しなければならない。 5 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、採用者またはきぼう採用者に採用通知書または福井県きぼう応援奨学生採用通知書（様式第七号の三）を交付する。	3 前項後段の場合において、予約採用通知書の交付を受けた採用者が高等学校もしくは高等専門学校または大学に入学したときは、その旨を教育委員会に報告しなければならない。 4 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、採用者に採用通知書を交付する。

改正後（案）	現行
（奨学金の貸付けまたは給付） 第八条 奨学金は、毎月一箇月分ずつ貸し付け、または給付する。ただし、特別の事情がある場合には二箇月分以上を貸し付け、または給付することができる。 （転学した場合の奨学金の取扱い） 第十一条 奨学生が転学した場合において、引き続き奨学金の貸付けまたは給付を受けようとするときは、福井県奨学金貸付継続願（様式第十号）または福井県きぼう応援奨学金給付継続願（様式第十号の二）を、転入学に係る学校の長を経て教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。 （奨学金の貸付けまたは給付の停止） 第十二条 教育委員会は、奨学生が休学し、または三月以上の長期間にわたり欠席したときは、奨学金の貸付けまたは給付を停止するものとする。	（奨学金の貸付け） 第八条 奨学金は、毎月一箇月分ずつ貸し付ける。ただし、特別の事情がある場合には二箇月分以上を貸し付けることができる。 （転学した場合の奨学金の取扱い） 第十一条 奨学生が転学した場合において、引き続き奨学金の貸付けを受けようとするときは、福井県奨学金貸付継続願（様式第十号）を、転入学に係る学校の長を経て教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。 （奨学金の貸付けの停止） 第十二条 教育委員会は、奨学生が休学し、または三月以上の長期間にわたり欠席したときは、奨学金の貸付けを停止するものとする。

改正後（案）	現行
（奨学金の貸付けまたは給付の再開） 第十三条 教育委員会は、前条の規定により奨学金の貸付けまたは給付を停止された者が、その事由がやんだ後、福井県奨学金貸付再開願（様式第十一号）または福井県きぼう応援奨学金給付再開願（様式第十一号の二）を、その在学する学校の長を経て教育委員会に提出し、その承認を受けたときは、奨学金の貸付けまたは給付を再開するものとする。 （奨学金の貸付けまたは給付の廃止） 第十四条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の貸付けまたは給付をしないものとする。 一七 （略） 2 （略） （奨学金の貸付けまたは給付の辞退） 第十五条 奨学生は、福井県奨学金貸付辞退届（様式第十二号）または福井県きぼう応援奨学金給付辞退届（様式第十二号の二）を、その在学する学校の長を経て教育委員会に提出し、奨学金の貸付けまたは給付の辞退を申し出ることができる。	（奨学金の貸付の再開） 第十三条 教育委員会は、前条の規定により奨学金の貸付けを停止された者が、その事由がやんだ後、福井県奨学金貸付再開願（様式第十一号）を、その在学する学校の長を経て教育委員会に提出し、その承認を受けたときは、奨学金の交付を再開するものとする。 （奨学金の貸付けの廃止） 第十四条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の貸付けをしないものとする。 一七 （略） 2 （略） （奨学金の貸付けの辞退） 第十五条 奨学生は、福井県奨学金貸付辞退届（様式第十二号）を、その在学する学校の長を経て教育委員会に提出し、奨学金の貸し付けの辞退を申し出ることができる。

改正後(案)

(奨学金借用証書の提出)

第十六条 貸与奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合には、在学中貸付けを受けた奨学金の全額について、連帯保証人および保証人と連署の上、福井県奨学金借用証書(様式第十三号)を、その在学し、または在学した学校の長を経て、教育委員会に提出しなければならない。

一 三 (略)

(奨学金の返還)

第十七条 貸与奨学生が前条各号のいずれかに該当するときは、当該奨学生またはその連帯保証人もしくは保証人は、奨学金の貸付けが終了した月の翌月から起算して六月を経過した後二十年以内に奨学金を返還しなければならない。ただし、第十九条の規定により奨学金の返還の猶予の承認を受けたときは、その承認を受けた期間を奨学金の返還に係る期間に加算する。

2 (略)

3 給付奨学生が給付条件に従わなかったときは、奨学金の全部または一部の返還を求めることができる。

現行

(奨学金借用証書の提出)

第十六条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合には、在学中貸付けを受けた奨学金の全額について、連帯保証人および保証人と連署の上、福井県奨学金借用証書(様式第十三号)を、その在学し、または在学した学校の長を経て、教育委員会に提出しなければならない。

一 三 (略)

(奨学金の返還)

第十七条 奨学生が前条各号のいずれかに該当するときは、当該奨学生またはその連帯保証人もしくは保証人は、奨学金の貸付けが終了した月の翌月から起算して六月を経過した後二十年以内に奨学金を返還しなければならない。ただし、第十九条の規定により奨学金の返還の猶予の承認を受けたときは、その承認を受けた期間を奨学金の返還に係る期間に加算する。

2 (略)

改正後（案）	現行
（貸与奨学生であつた者の届出） 第十八条 貸与奨学生であつた者は、奨学金の返還を完了する前にその氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があつたときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。 （奨学金の返還の猶予） 第十九条 貸与奨学生であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合において、奨学金の返還の猶予を受けようとするときは、連帯保証人および保証人と連署した福井県奨学金返還猶予願（様式第十四号）に該当各号に定める書類を添えて教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。 一 三 （略） 二 （略） 三 （略） （死亡届） 第二十条 貸与奨学生が死亡したときは、その相続人または連帯保証人は、直ちに、死亡届に第十六条の福井県奨学金借用証書を添え、当該貸与奨学生の在学した学校の長を経て、教育委員会に提出しなければならない。	（奨学生であつた者の届出） 第十八条 奨学生であつた者は、奨学金の返還を完了する前にその氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があつたときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。 （奨学金の返還の猶予） 第十九条 奨学生であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合において、奨学金の返還の猶予を受けようとするときは、連帯保証人および保証人と連署した福井県奨学金返還猶予願（様式第十四号）に該当各号に定める書類を添えて教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。 一 三 （略） 二 （略） 三 （略） （死亡届） 第二十条 奨学生が死亡したときは、その相続人または連帯保証人は、直ちに、死亡届に第十六条の福井県奨学金借用証書を添え、当該奨学生の在学した学校の長を経て、教育委員会に提出しなければならない。

改正後（案）	現行
2 貸与奨学生であつた者が奨学金の返還を完了する前に死亡したときは、その相続人または連帯保証人は、直ちに死亡届を教育委員会に提出しなければならない。 3 給付奨学生が死亡したときは、その相続人は、直ちに、死亡届を当該給付奨学生の在学した学校の間を経て、教育委員会に提出しなければならない。 （奨学金の返還の免除） 第二十一条 教育委員会は、貸与奨学生または貸与奨学生であつた者が奨学金の返還を完了する前に死亡し、または心身の障害により労働能力を喪失し、もしくは労働能力に高度の制限を有することとなつたときは、その事由の生じた日以後における返還すべき奨学金の全部または一部を免除することができる。	2 奨学生であつた者が奨学金の返還を完了する前に死亡したときは、その相続人または連帯保証人は、直ちに死亡届を教育委員会に提出しなければならない。 （奨学金の返還の免除） 第二十一条 教育委員会は、奨学生または奨学生であつた者が奨学金の返還を完了する前に死亡し、または心身の障害により労働能力を喪失し、もしくは労働能力に高度の制限を有することとなつたときは、その事由の生じた日以後における返還すべき奨学金の全部または一部を免除することができる。

改正後（案）	現行
附 則 （施行期日） 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。 （経過措置） 2 この規則による改正前の福井県奨学英資金貸付基金管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 （準備行為） 3 この規則による改正後の第五条の規定による推薦、第六条の規定による採用およびこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。	

《新編 日本書紀》

第 1 章 概 論

年度福井県音楽コンクール奨励学生願書

私は、病非弱きばうに説き學金の給付を受けたら、別添書類を添えて
申し込みます。

[illegible]

野矢新装に本人が署名

申込者	フリガナ氏名		印		生年月日		年	月	日
	フリガナ住所								
	電話番号		(自宅)		(勤務)		入学の学年		
	フリガナ学名				卒業校		卒業校の年月		
		希望する高校		希望する学部・学科・コース等					

※心・平市込者本人が記入してください。

と横井原さばう応援學堂生申込みの斷據に

保護者記入欄
上記の記載事項に同意よります。
保護者氏名(捺印) () 姓

改正案		現行													
様式第6号 (第6条関係) 福井県奨学生採用通知書 <table><tr><td colspan="2">奨学生番号</td></tr><tr><td colspan="2">現住所</td></tr><tr><td colspan="2">学校(大学)名</td></tr><tr><td>氏名</td><td>年齢性別</td></tr><tr><td colspan="2">区分</td></tr></table> 福井県奨学生に採用する。 奨学金は、次のとおり貸し付ける。 <table><tr><td>貸付月額</td><td>円</td></tr><tr><td>貸付期間</td><td>年4月から 年5月まで</td></tr></table> ただし、福井県奨学生基金管理規則第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けをしない。 年 月 日 福井県教育委員会		奨学生番号		現住所		学校(大学)名		氏名	年齢性別	区分		貸付月額	円	貸付期間	年4月から 年5月まで
奨学生番号															
現住所															
学校(大学)名															
氏名	年齢性別														
区分															
貸付月額	円														
貸付期間	年4月から 年5月まで														

改正案		現行																	
様式第7号の2 (第6条関係) 登録番号 福井県さばう応援奨学生予約採用通知書 <table><tr><td>現住所</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>学校名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>氏名</td><td>年齢</td><td>歳</td><td>性別</td></tr><tr><td>区分</td><td colspan="3"></td></tr></table> 福井県さばう応援奨学生として予約採用する。 なお、入学後速やかに、進学先州自治体に進学証明書を提出し、福井県教育委員会に提出してください。 年 月 日 福井県教育委員会 印		現住所				学校名				氏名	年齢	歳	性別	区分					
現住所																			
学校名																			
氏名	年齢	歳	性別																
区分																			

改正案		現行																																
様式第7号の3（第6条関係） <table><tr><td colspan="2">奨学生番号</td><td colspan="4">福井県さばう応援奨学生採用通知書</td></tr><tr><td colspan="2">現住所</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="2">学校名</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>氏名</td><td>年齢</td><td>性別</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>区分</td><td colspan="4"></td></tr></table> 福井県さばう応援奨学生に採用する。 奨学金は、次のとおり給付する。 <table><tr><td>給付月額</td><td>円</td></tr><tr><td>給付期間</td><td>年4月から 年3月まで</td></tr></table> ただし、福井県奨学資金管理規則第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付をしない。 年 月 日 福井県教育委員会 印		奨学生番号		福井県さばう応援奨学生採用通知書				現住所						学校名						氏名	年齢	性別			区分					給付月額	円	給付期間	年4月から 年3月まで	
奨学生番号		福井県さばう応援奨学生採用通知書																																
現住所																																		
学校名																																		
氏名	年齢	性別																																
区分																																		
給付月額	円																																	
給付期間	年4月から 年3月まで																																	

現行

様式第8号 (第7条、第11条の2関係)

樓蘭早(夏)農作物(實)中黃金等取樣法區

福州教育學院

下記のとおり延計異議学金の貸付け(貸付額の変動)を記載いたします。

[illegible][illegible][illegible]

謝 聖 恩 啟

- 1 本人、近親家族人は、それぞれ署名の上、押印すること。
2 近親家族人が本人の印は、印鑑登録してあるものを用い、印鑑登録証明書を添付すること。
3 佐賀県民を証明すること。

補升學教育安置登記入學

三
金華縣志
三
金華縣志
三

現行

模式第9号 (第10号附保)

氏 名		職 名		年 月 日	
福岡県教育委員会 様					
学校 大学・短期大学 大学大学院	科 学部 専攻	期 学期 研究科	学年 年次 課程		
本人	住所 氏名	親族生番号			
速達係組人	住所 氏名				
下記のとおり異動がありましたので、 <u>福岡県教育委員会速達係</u> へ要請 <u>通第10条</u> の規定により届け出ます。					
1	異動年月日	年	月	日	
2	異動事由				
3	異動先受領施設 、月額	円	年	月	分
上記のとおり相違ありません。					
		年	月	日	
		学校（学）長 氏名			

改正案	現行
様式第10号の2 (第11条関係) 福井県教育委員会 様 福井県きぼう応援奨学金給付継続願 年 月 日 学校 前 科 学年 本人 奨学生番号 年 月 日まで奨学金の給付を受けましたが、年 月 日から下記のとおり転学しましたので、引き続き奨学金の給付の継続をお願いします。 1 転出状況 学校 第 学年から 学校 第 学年へ転学 2 転学事由 上記のとおり転学を許可しました。 年 月 日 学校長名 上記のとおり転入学を許可しましたので、引き続き奨学金を給付してください。 年 月 日 学校長名	

改正案		現行	
様式第11号の2 (第13条四款) 福井県さばう心読奨学金給付申請書 福井県教育委員会 様 年 月 日 学校 制 科 学年 本人 奨学生番号 記 下記のとおり復学しましたので、奨学金の給付の再開をお願いします。 1 復学期日 年 月 日 2 給付停止月 年 月分から 3 給付再開希望月 年 月分から 上記の者は、 年 月 日から復学したことを証明します。 年 月 日 学校長名			

改正案		現行																										
様式第12号の2 (第15条関係) 福井県さばう応援奨学金給付辞退届 福井県教育委員会 様 <table><thead><tr><th>学校</th><th>制</th><th>学部</th><th>科</th><th>学年</th></tr></thead><tbody><tr><td>大学・短期大学</td><td>研究科</td><td>学政</td><td>学科</td><td>学年</td></tr><tr><td>大学大学院</td><td>専攻</td><td>専攻</td><td>専攻</td><td>専攻</td></tr></tbody></table> 本人 奨学生番号 福井県奨学金の給付を下記のとおり辞退します。 <table><thead><tr><th></th><th>年</th><th>月</th><th>日</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 給付辞退期日</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 給付辞退事由</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 記		学校	制	学部	科	学年	大学・短期大学	研究科	学政	学科	学年	大学大学院	専攻	専攻	専攻	専攻		年	月	日	1 給付辞退期日				2 給付辞退事由			
学校	制	学部	科	学年																								
大学・短期大学	研究科	学政	学科	学年																								
大学大学院	専攻	専攻	専攻	専攻																								
	年	月	日																									
1 給付辞退期日																												
2 給付辞退事由																												